

第13章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理

地震の発生により、被災地では道路障害等により一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の処理等が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすだけでなく、復旧活動等の障害ともなる。また、住宅又はその周辺に大量の障害物が発生した場合、速やかにこれを除去して二次災害を防止するとともに、災害の拡大を防止し、被災者の日常生活に支障のないよう努める必要がある。

そのため、市は、ごみ処理、トイレの確保及びし尿処理、障害物の除去等を行う。

本活動に関する責任調整機関は、生活環境課（環境班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
ごみ処理、清掃		ごみ処理需要を検討、処理体制確立	ごみ処理、清掃を実施。必要に応じ、外部の支援を得る。現地活動調整		
トイレの確保及びし尿処理		し尿処理需要を検討、処理体制確立	トイレの確保、し尿処理を避難所等で開始。必要に応じ、外部の支援を得る。現地活動調整		
がれき処理		がれき処理需要検討、処理体制確立	処分場確保、がれき処理実施。必要に応じ、業者等の協力を得る。現地活動調整		
土石・竹木等の除去		土石等除去需要検討、処理体制確立	土石等除去実施。必要に応じ、外部の支援を得る。現地活動調整		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
生活環境課 （環境班）		ごみ・し尿・がれき処理体制確立	ごみ・し尿・がれき処理実施。必要に応じ、他市町村、業者の協力を得る。現地活動調整		
管理課 （上下水道班）		避難所での生活用水供給重要把握	避難所での生活用水確保、供給		
地域防災課 （本部班）		ごみ・し尿・がれき処理需要把握	他市町村等外部から支援を得る場合、現地活動調整		
業者・事業所		がれき処理・土石・竹木等の除去実施			

第1節 ごみ処理

1 実施機関

市が被災地における清掃業務を実施する。ただし、市のみで実施することが困難な場合は、都及び隣接市町村の応援を要請して行う。

2 ごみの処理方法

- (1) 災害地の環境衛生の短期回復を図るため、災害発生から平常作業を中止して全能力をもって処理に当たるものとする。
- (2) 市本部環境部環境班は、委託清掃作業従業員だけで対処できない場合は、車両の調達及び人夫の雇上げを行い処理に当たるものとする。
- (3) 収集したごみは、できるかぎり現在の施設（西秋川衛生組合）において処理するが、不燃又は焼却できないごみ等は、あらかじめ定められた不燃物置場に集積する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

1 実施機関

市が被災地におけるし尿処理業務を実施する。ただし、市のみで実施することが困難な場合は、都及び隣接市町村の応援を要請して行う。

2 災害用トイレの確保・備蓄

- (1) 市は、次のとおり災害用トイレの確保に努める。
 - ア 避難者100人当たり1基の災害用トイレを確保する。
 - イ 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など多様な災害用トイレを確保する。
 - ウ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。
 - エ 災害時要援護者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄について特に配慮する。
- (2) 事業所及び家庭は、当面の目標として、3日分の災害用トイレを備蓄する。

3 生活用水の確保

- (1) 市は、各避難所において避難者数に応じた生活用水の確保に努める。
- (2) 電力が復旧してもなお水道の復旧には時間を要するため、事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

4 し尿の処理方法等

- (1) し尿については、被害想定1人1日1ℓの排出があるものとしてこの処理に当たる。
- (2) 震災時における被災地のし尿の収集については、委託清掃作業員のみで対処できないときは、車両の調達及び作業員の雇上げ又は都の応援を得て、収集に当たるものとする。
- (3) 市本部環境部環境班は、短期間処理を目的に計画を策定し、迅速に収集処理する。
- (4) し尿処理に当たっては、浸水等の被害にあった地域を優先的に実施することとし、順次平時に復帰するものとする。
- (5) 市は、あきる野市の汚水処理機能が停止した場合に備え、八王子水再生センターへの搬入及び受入れについて都下水道局と覚書を締結している。

5 避難所や地域における対応

- (1) 避難場所
避難場所のし尿処理については、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等、避難場所の状況により、便槽付きの仮設トイレ等を用意して、避難場所の衛生環境を確保する。
- (2) 避難所
避難所は、排水設備及び取付管に可とう性継手等を採用して耐震性を強化し、震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。発災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。仮設トイレ等の機種選定に当たっては、**要配慮者**にも配慮する。
なお、市は、くみ置き水等を利用した水洗トイレ使用のマニュアルの整備を行う。

(3) 地域

ライフラインの供給停止により、住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにするため、家庭、事業所に対し、平素から水のくみ置き等により、断水に備えた生活用水の確保に努めるよう周知する。

第3節 がれき処理

1 処理方針

- (1) 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を分別し、再利用、適正処理を図る。
- (2) 市は、所管の区域におけるがれき処理の計画を策定し、対処する。

2 処理計画

- (1) 所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推定し都へ報告するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- (2) 所管の区域におけるがれき処理推進体制を整備する。
- (3) 発災直後の様々な情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにした「がれき処理計画」を策定する。
- (4) 所管の区域におけるがれきの処理を行う。
この際、東京都との連絡体制を確立し、建設業者等との協定に基づき、重機等の機材を用い、仮置き場の選定をしたうえで、がれきの処理を行う。

第4節 土石・竹木等の除去

災害によって住宅又はその周辺に大量の障害物が発生した場合、速やかにこれを除去して二次災害を防止するとともに、災害の拡大を防止し、被災者の日常生活に支障がないよう努める。

1 土石・竹木等の除去

(1) 市

災害救助法適用前は、市長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。

災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局（西多摩建設事務所）に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

(2) 都建設局（西多摩建設事務所）

災害救助法適用後は、都建設局（西多摩建設事務所）が市の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。

第一次的には、市保有の器具・機械を使用する等、市と協力して実施し、労力・機械力不足の場合は、都総務局に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。また、不足する場合は、西多摩建設業協同組合に対し、資器材、労力等の提供を求める。

2 土石・竹木等の障害物の除去の対象となる者

(1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）

(2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため家への出入りが困難な状態にある場合

(3) 当面の日常生活が営みえない状態にある者（本宅に障害物が運び込まれても、別宅がある場合等は対象とならない）

(4) 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない）。

(5) 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けた者

第14章 遺体の取扱い

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、市、警察署及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理し、人身の安定を図ることが必要である。そのため、市は、行方不明者の捜索や遺体の取扱い等を行う。この際、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

本活動に関する責任調整機関は、市民課（第2調査班）である。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
遺体捜索、収容及び検視・検案	遺体捜索、収容需要把握、体制確立	遺体捜索、収容実施	遺体捜索、収容継続、検視・検案		
火葬	火葬需要把握	火葬体制確立	火葬実施		

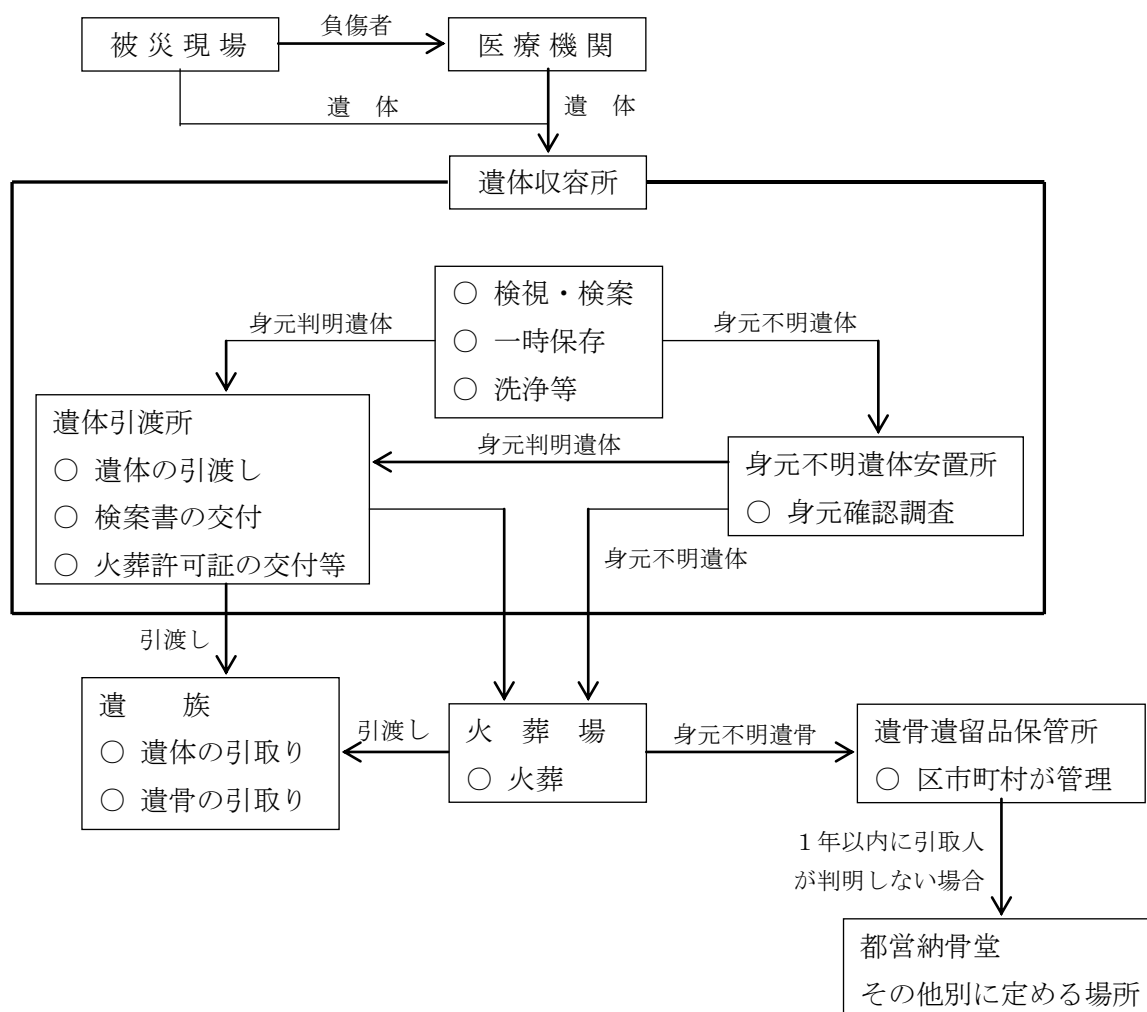
《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
市民課 (第2調査班)	遺体捜索、収容需要把握、体制確立	遺体捜索、収容、火葬手配、実施	遺体捜索、収容、火葬手配、実施。必要に応じ、他市町村、業者等の協力を得、現地活動調整		
地域防災課 (本部班)	遺体捜索、収容状況把握	遺体捜索、収容活動調整	他市町村等外部から支援を得る場合、現地活動調整		
秋川消防署、 あきる野市消防団	遺体捜索、収容体制確立、活動着手	遺体捜索、収容実施	他市町村等外部から支援を得る場合、現地活動調整		
あきる野市医師会、 五日市・福生警察署	検視・検案体制確立	検視・検案活動実施、現地活動調整			

第1節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等

遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより市及び都が協力して行う。

〈遺体取扱いの流れ〉



1 遺体の搜索

行方不明者のうち、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

(1) 機関別活動内容

ア 市

都各部局、警察、関係機関及びその他関係機関の協力を得て、作業員の雇上げ、車両、機械器具等の借上げを行い、遺体の搜索を実施する。

イ 五日市警察署、福生警察署

市が実施する遺体の搜索に協力する。

また、各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

なお、身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し、身元の確認に努める。

(2) 搜索の期間等

ア 搜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。

イ 期間の延長（特別基準）

災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして知事に申請する。

(ア) 延長の期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）

(エ) その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）

(3) 必要帳票等の整備

市は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 搜索用機械器具燃料受払簿

ウ 死体の搜索状況記録簿

エ 死体の搜索用関係支出証拠書類

2 遺体の搬送（遺体収容所まで）

市は、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

3 遺体の収容等

(1) 遺体の収容

市は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと思われるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

(2) 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一

時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

(3) 遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

(4) 遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を早め伝染病発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

このため市は、都福祉保健局と協議の上、必要に応じて作業員を雇上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

(5) 遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(6) 期間の延長（特別基準）

11日以降も、遺体の処置を必要とする場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして知事に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）

エ その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）

(7) 必要帳票等の整備

市は、下記の帳票等を作成、整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 死体処理台帳

ウ 死体処理費支出関係証拠書類

4 検視・検案等

遺体は、人身の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

(1) 検視・検案に関する機関別活動内容

ア 市

市長（本部長）は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警察署に報告する。

遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でない
いと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

イ 都福祉保健局

都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に
派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。

都福祉保健局長は、市長（本部長）の要請に基づき、迅速かつ的確に
検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置
を講ずる。

ウ 五日市警察署、福生警察署

警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。

検視班は、検視規則及び死体取扱規則等に基づき、遺体の検視及びこ
れに必要な措置を講ずる。

エ あきる野市医師会

医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検
案に協力する。

オ 日赤東京都支部

日赤東京都支部の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて
遺体の検案に協力する。

カ 公立阿伎留医療センター

公立阿伎留医療センターの医療救護班は、市の要請に基づき、必要に
応じて遺体の検案に協力する。

(2) 遺体の身元確認

ア 市

市は、遺体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上
納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 五日市警察署、福生警察署

警察署は、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体
の身元引受人の発見に努める。

第2節 火葬等

1 火葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬の要件

ア 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。

イ 災害のため、通常火葬を行うことが困難であること。

(2) 火葬の方法

市は、「災害死体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。

遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。

家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。

(3) 火葬の期間

火葬は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(4) 期間の延長（特別基準）

災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）

エ その他（延長を要する地域ごとの火葬を要する遺体数等）

(5) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

ア 市

市は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

イ 五日市警察署、福生警察署

警察署は、市と協力して、身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

(6) 必要帳票等の整備

市は、下記の書類・帳簿等を整理し、保存する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

(7) 広域火葬

市は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

- ア 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合には、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- イ 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。
- ウ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
- エ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。
- オ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受けると。また、遺体収容所から受け入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
- カ 広域火葬終了後、火葬数等の実績について都へ報告する。

2 死亡者に関する広報

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、市民等への情報提供を行う体制の条件整備に努めるものとする。

第15章 応急住宅対策

災害により住宅を滅失した者のうち、自力で住宅を確保し、又は破損箇所の修理ができない者が多数予想されることから、応急住宅対策が必要となる。

市は、これらの被災者に対し、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。また、被災した建築物及び被災宅地の二次災害防止のため、応急危険度判定のほか、り災証明の発行を行う。

本活動に関する責任調整機関は、建設課（第1復旧班）である。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
応急仮設住宅の供与			応急仮設住宅の供与需要把握	応急仮設住宅の供与用地選定、確保、建設、調整	
住宅応急修理、一次住宅供給		住宅応急修理、一次供給の需要把握	住宅応急修理、一次住宅供給		
応急危険度判定	危険度判定実施体制確立	避難所等主要施設の被災状況把握	危険度判定実施。他市町村等から支援を得る場合、判定士の派遣要請・現地活動調整		
家屋・住家被害状況調査	家屋・住家被害調査実施体制確立	家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二次調査実施）		
り災証明書発行		一次調査結果集約	り災証明書発行体制確立	被災者支援システムへ入力	り災証明書発行

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
建設課 （第1復旧班）	住家・宅地被害調査体制確立	住家被害状況把握、住宅供給準備	応急仮設住宅の供与用地を選定、確保、建設。 応急住宅対策に係る現地活動調整		
施設営繕課 （判定班）	危険度判定実施体制確立	避難所等主要施設の被災状況把握	危険度判定実施。他市町村等から支援を得る場合、判定士の派遣要請・現地活動調整		
課税課（第1調査班）		家屋・住家被害調査開始（一次調査）	家屋・住家被害調査継続（必要に応じ、二次調査実施）		
市民課（第2調査班）			り災証明書発行体制確立	被災者支援システムへ入力	り災証明書発行
地域防災課 （本部班）			応急住宅対策に係る庁内調整、都へ報告		

第1節 応急仮設住宅の供与

1 設置主体

(1) 応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は都が行い、市はこれに協力する。

災害救助法適用後市長（本部長）は、必要があると認めた場合、直ちに都本部長（知事）に要請する。

(2) 災害救助法が適用されない場合又はその他の状況により市長（本部長）が特に必要と認めた場合は、市本部（災害復旧第1部（第1復旧班））が設置する。

2 設置戸数（災害救助法適用時）

(1) 供与戸数は、都知事が決定する。

(2) 被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要が認められるときは、市長（本部長）は都本部長（知事）に要請する。

3 建設用地の確保

建設用地は、災害の状況に応じて災害地に近い市又は都所有の空地若しくは既設の公園等適当な場所を選定するが、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定めておくものとする。

- (1) 接道及び用地の整備状況
- (2) ライフラインの状況
- (3) 避難場所等としての利用の有無

4 建設の方法、規模及び構造

(1) 建設地

ア 都は、予定された建設地の中から選定する。

イ 用地の選定にあたり、市域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて、区市町村相互間で融通を行う。

(2) 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

(3) 規模及び費用

1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

5 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

6 建設工事

建設は、都が（一社）東京建設業協会及び（社）プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。

工事の監督は、都が行う。市はこれに協力する。ただし、これにより難しい事情がある場合には、都は市に委任する。

7 入居者の選定

(1) 入居資格

入居資格は次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自ら住家を確保できない者

(2) 入居者の募集・選定

都が策定した募集計画及び選定基準に基づき、市が入居者の募集及び選定を行う。

8 入居者台帳

民生班長は、様式第1号により入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理運営が円滑に進むよう関係部班を調整するものとする。

9 住宅の供与後における措置

応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は市が行う。また、入居期間は、竣工の日から原則2年以内とする。

〈様式第1号 応急仮設住宅入居者台帳〉

応急仮設住宅入居者台帳

設置場所	応急仮設住宅番号	住所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘要

- 注 1 設置場所を明らかにした図面を添付する。
2 住所欄は、被災前の住所を記入する。
3 敷地区分欄は、公私有別、有無償を明らかにし、有償の場合は、借地料も記入する。

第2節 被災住宅の応急修理

1 対象者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力では応急修理ができない者

2 対象者の調査及び選定

市(救援救護部民生班)において被災者の資力、その他生活条件を十分調査し、市長(本部長)が発行する災害証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を行う。

3 対象戸数(災害救助法適用時)

対象戸数は、厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で知事が決定する。

4 応急修理の方法

- (1) 修理
都が(社)東京建設業協会のあっせんする建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
都が市に事務を委任した場合は、市が事務を行う。
- (2) 経費
1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。
- (3) 期間
原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

5 帳票の整理

民生班長は、様式第2号により応急修理記録簿を整備する。

〈様式第2号 住宅応急修理記録簿〉

住宅応急修理記録簿

住 所 住宅番号	世帯主 氏 名	職 業	家族数	修理箇所 概 要	修理着工 年 月 日	修理完了 年 月 日	修理費	備考

第3節 応急仮設住宅の供給

1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家が確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

2 供給の実施

(1) 公的住宅の供給

災害救助法の適用がある場合の応急仮設住宅の確保について、市の役割として市営住宅の空き家を供給する。

都は、都営住宅の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(2) 民間賃貸住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を供給する。

(3) 入居資格

ア 次の各号のすべてに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの住家を確保できない者

イ 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

(4) 入居の募集・選定

ア 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。

イ 割当てに際しては、原則として当該市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあう。

ウ 住宅の割当てを受けた市は、当該市の被災者に対し募集を行う。

エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(5) 帳票の整備

応急仮設住宅の供給に伴い、市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

第4節 被災住宅の応急危険度判定

1 判定制度の目的

- (1) 建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講じることが求められる。
- (2) 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。
- (3) 応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。

2 判定の実施

- (1) 地震発生後7日以内に終了することを目標とする。
- (2) 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (3) 知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第5節 被災宅地の応急危険度判定

1 判定制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次被害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土

地を対象となる。

3 判定の実施

- (1) 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 知事は、市長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

4 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第6節 家屋・住家被害状況調査

1 調査の目的

住宅の応急修理や住宅の供給のため基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

2 調査の実施

- (1) 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- (2) 市は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。
- (3) 秋川消防署は、火災による被害状況調査を行う。

第7節 り災証明書の発行

1 発行手続

り災した世帯の再建復興のための各種手続には、被災したことの証明が必要になる。り災証明書の発行に当たっては、原則としてその事実の確認を行った上で発行するものとする。

市は、東京都被災者生活再建支援システムにより、迅速かつ適切なり災証明発行に向けた体制を整備するとともに、被災者台帳の作成まで一貫した体制整備に取り組む。

- (1) り災証明書の発行は、申請者の申請により行う。り災状況証明申請書の様式は、様式－1のとおりとする。
- (2) 市は、家屋・住家被害状況調査の結果等に基づき、速やかにり災証明書を発行する。
- (3) 秋川消防署は、市等の窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災によるり災証明書を発行する。

2 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

- (1) 人的災害
 - ア 死亡
 - イ 行方不明
 - ウ 負傷
- (2) 物的被害
 - ア 全壊（全焼）
 - イ 大規模半壊
 - ウ 半壊（半焼）
 - エ 一部損壊
 - オ 流出
 - カ 床上浸水
 - キ 床下浸水
 - ク その他の物的被害

3 発行場所

市民部市民課において発行する。

また、火災によるり災証明がある場合、市と消防署が協議した場所において発行する。

4 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

5 証明書の様式

り災証明書の様式は、様式－２のとおりとする。

また、火災によるり災証明書は、東京消防庁の様式とする。

様式－ 1

平成 年 月 日

あきる野市長

住 所

氏 名

⑩

り災状況証明申請書

次のとおり被害があったので、証明願います。

被害 の 発 生 状 況	発 生 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
	発 生 場 所	あきる野市		
	被 害 種 類	1 風水害 2 震火災 3 その他 ()		
世 帯 人 員	氏 名	続 柄	年 齢	備 考
被害状況	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
の 確 認	確認者			

この枠内は記入しないでください。

様式－２

第 号 平成 年 月 日 災 災 証 明 書				
世帯主住所		あきる野市		
氏 名		世帯人員		
災 状 況	災害原因	1 風水害 2 震火災 3 その他（ ）		
	災年月日	平成 年 月 日		
	災場所			
	災の程度	住家	1 全壊（焼） 4 流出 7 その他 2 大規模半壊 5 床上浸水 3 半壊（焼） 6 床下浸水	
	人員	1 死亡 名 3 負傷者 名 2 行方不明 名		
	氏 名	続 柄	年 齢	備 考
摘 要				
上記のとおり、災したことを証明する。 平成 年 月 日 東京都あきる野市長				

第16章 教育・労務対策

震災時における児童・生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。そのため、市は、応急教育について必要な対策を講ずる。なお、各学校の防災対策については、「あきる野市学校防災マニュアル（地震災害編）」（以下「学校防災マニュアル」という。）を基に、今後、定めていくものとする。

本活動に関する責任調整機関は、教育総務課（学校班）である。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
学校教育の応急対策	施設の被害調査	学校施設が避難所となる場合の調整	応急教育の実施、授業再開の準備、施設の応急修理、復旧		
児童・生徒の避難対策	教職員非常配備、児童・生徒避難対策	避難誘導、待機、保護者への引渡	被災児童・生徒の安否、状況把握		
労務確保		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労務者の雇用確保、調整		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
教育総務課（学校班）	教職員非常配備、児童・生徒の避難、施設の被害調査	避難誘導、引渡し、施設が避難所となる場合の調整	被災児童・生徒の安否、状況把握、応急教育の実施、授業再開の準備、施設の被害調査及び応急修理、復旧		
総務課（総務班）		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の協力及び労務者の雇用確保、調整		

第1節 応急教育

1 学校教育の応急対策

学校施設の被災又は児童・生徒等の被災により、通常の教育に支障をきたした場合に、応急教育を実施して、教育の万全を期するものとする。

(1) 実施機関

ア 市立の学校における災害応急教育は、市本部教育部（学校班）が実施する。

イ 災害救助法が適用されたときは、市長（本部長）の補助を得て知事（都本部長）が行うが、知事（都本部長）から委任された場合は、知事（都本部長）の補助機関として、市長（本部長）が教育委員会及び各学校長の協力を得て実施する。

(2) 応急教育体制

この計画は、市立小・中学校の災害対策として、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて、児童・生徒の生命の保全及び教育活動の確保について万全を期し、目標達成を図るものとする。

ア 災害時の体制

(ア) 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与えること。

(イ) 学校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、市本部教育部と連絡し、災害対策に協力、校舎の管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確保する。

(ウ) 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。

(エ) 学校長は、状況に応じ、市本部教育部と連絡の上、臨時休校、臨時の学校編成を行う等の適切な処置をとる。

(オ) 学校長は、応急教育実施に当たって、市本部教育部に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び父兄に周知徹底を図る。

(カ) 市教育委員会は、市長（本部長）の指示及び情報を速やかに流すとともに、適切な緊急対策を指示する。

イ 災害応急時の体制

学校長は、教職員の会議等において、次の事項の分担を決め、速やかな対策を立てるものとする。

(ア) 児童・生徒の被害状況

(イ) 教職員の被害状況

- (ウ) 校舎等の被害状況
- (エ) 教材器具の被害状況
- (オ) 通学路及び通学経路の安全確認
- (カ) 保健指導
- (キ) 生活指導
- (ク) 児童・生徒の訪問指導
(児童・生徒の健康、安全教育、生活指導、心のケア、教科書及び学用品の状況)
- (ケ) 疎開児童・生徒の訪問指導等
以上の結果については、市本部教育部に報告すること。

ウ 学校の一部が被災した場合

- (ア) 特別教室、屋内運動場等を利用する。
- (イ) 二部授業を行う。

エ 学校の全部が被災した場合

- (ア) 公民館、公共施設等を利用する。
- (イ) 隣接学校の校舎を利用する。

オ 特定の地域全体が被災した場合

- (ア) 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校を利用する。
- (イ) 応急仮校舎を建築する。

カ 協力を要請する場合

市内全域に大被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。また、状況により都に対して協力を要請するものとする。

キ 教育職員の確保

- (ア) 欠員者が少ない場合は、学校内で操作する。
- (イ) 隣接校との操作を考える。
- (ウ) 欠員（欠席）が多数のため、(ア) (イ) の方途が講じられない場合は、都教育委員会に協力を要請するものとする。

2 児童・生徒の避難対策

災害時における児童・生徒の避難については、避難の実施責任者、避難の順位、避難・誘導責任者及びその要領、措置、避難者の確認方法、児童・生徒の保護者への引渡方法等について定める。

- (1) 児童・生徒の安全確保のための防災体制の整備
市教育委員会及び市内各市立学校は、学校防災マニュアルに基づき、児童・生徒の安全確保のための学校防災体制を確立するとともに、学校防災マニュアルに定める災害対応事項の周知徹底を図る。
 - ア 避難場所の選定
 - イ 避難経路の設定
 - ウ 非常持出の確認及び担当者の決定
 - エ 児童・生徒の確認
 - オ 保護者との連絡体制及び引渡し方法の整備
 - カ 指令等の伝達及び連絡、報告等の方法
 - キ 校内体制の確立（指揮者の順位、関係機関等への連絡者の設定等）
 - ク 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担
 - ケ 通学路や通学経路の安全性等の把握

- (2) 避難訓練の実施
災害の発生に備えて児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、市及び地域が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加、協力する。

- (3) 地域家庭への連絡方法の確立
 - ア 地域単位又は学級単位の連絡網を設定する。
 - イ 地域担当教員をあらかじめ定めておく。
 - ウ 家庭学習及びその期間の生活指導のため、地域の保護者間の連絡を密にしておく。

- (4) 学校給食施設の措置
一定の地域又は、学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、次に掲げる事項について、特に留意するものとする。
 - ア 他の給食施設、設備の活用対策について
 - イ 給食物資及び作業員の確保対策について

3 学用品給与対策

災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

災害救助法の適用にいたらない災害の場合においては市が実施するものとし、災害救助法適用後は都が実施し、市はこれに協力するものとする。

- (1) 学用品の給与を受ける者
 - ア 災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること。

- イ 小学校の児童及び中学校の生徒に限ること（私立学校を含む。）。
- ウ 学用品がなく就学に支障を生じた児童・生徒であること。

(2) 給与の時期

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事（都本部長）が特に厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として知事（都本部長）が一括購入し、被災児童及び生徒に対する配分は、市教育委員会の協力を得て、市長（本部長）が実施するものとする。ただし、使用教科書が地域ごと、又は学校の設置者により異なるので、学用品の給与を敏速に行うため、知事（都本部長）から職権の委任を受けた市長（本部長）が市教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともできる。

(4) 費用の限度

- ア 教科書代
支給する教科書又は教材の実費
- イ 文房具及び通学用品代
災害救助法施行細則で定める額

4 応急保育対策

(1) 応急保育計画の樹立

ア 市本部救援救護部長は、各保育園（私立保育園を含む。）の立地条件等を考慮した上、常に災害時の応急保育計画を樹立し、保育の方法等を明確にしておくものとする。

イ 各保育園長は、市本部救援救護部長と協議して、応急保育体制に備え次の事項を定めておくものとする。

- (ア) 保育児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法
- (イ) 各機関との連絡網
- (ウ) 勤務時間外における災害に備えた非常招集の方法

(2) 災害時の体制

ア 緊急避難の措置

各保育園長は、状況に応じ緊急避難の措置をとらなければならない。

イ 被害状況の報告

各保育園長は、災害の規模、保育児、職員及び施設の被害状況を把握するとともに、市本部救援救護部（民生班）に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立すること。

ウ 臨時編成の調整

各保育園長は、応急保育計画に基づき臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整すること。

(3) 保育園責任者の責務

ア 市本部救援救護部長の責務

- (ア) 市本部救援救護部長は、保育児の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にし復旧体制に努める。
- (イ) 各保育園長は、保育園に対する情報及び指令の伝達について万全の措置を期すること。
- (ウ) 保育園が避難所等になったため長期間保育園として使用不可能な場合には、早急に保育できるよう対策を講じること。
- (エ) 保育園長は、災害の推移を把握し、平常保育に戻るよう努め、その期間を早急に保護者に連絡すること。

イ 各保育園責任者の責務

- (ア) 各保育園長は、市本部救援救護部長からの指示事項の徹底を図る。
- (イ) 応急保育計画に基づき、通園可能な保育児は保育園において保育する。その際、登下園の安全の確保に万全を期するよう配慮する。
- (ウ) 災害により、登下園できない保育児については、地域ごとに実情を把握し必要な措置を講ずる。

5 学童保育クラブの災害応急対策

学童保育クラブの応急対策計画については、本節各計画に準じて、策定しておくものとする。

第2節 労働力の確保

市長（本部長）は、災害時において救助活動等に労働力の不足を生じたときは、民間団体の協力及び労働者の雇用を図り、労働力の確保に努めるものとする。

1 雇上対策

災害時において、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速かつ確実に雇上げるため、その雇上げ対策は次のとおりとする。

(1) 日雇労働者
公共職業安定所の日雇求職者等

(2) 市内建設業者等作業員

2 市本部各部は、その他の労働を必要とするときは、市本部総務部に要請する。

3 市本部総務部は、各部より要請があったときは、直ちに次の事項を明示の上、関係団体に協力を要請する。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 作業の内容

(3) 従事場所

(4) 就労予定期間

(5) 労働の種別

(6) 所要人員

(7) その他必要事項

4 災害により、市本部で確保した労働力でなお不足する場合には、東京労働局に応援を要請する。

第17章 ライフライン施設の応急復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。発災時には、ライフライン施設の一部の被災が、しばしば他のライフラインの機能停止を招き、都市機能そのものに支障をもたらす場合がある。

このため、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）である。

第1節 水道施設の応急復旧対策

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、立川給水管理事務所は必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧に当たっては、給水区域の早期の拡大に向け、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

1 震災時の活動態勢

(1) 非常態勢の組織

都水道局は、地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

(2) 情報連絡活動

都水道局は、復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報活動の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

2 応急対策

都水道局は、以下の対策を講じるものとする。また、市は必要に応じて都に協力する。

(1) 災害復旧用資器材の調達

震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、都水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式で行う。

(2) 施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに各施設で行う。

イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。

なお、次の管路については、優先的に点検する。

(ア) 主要送・配水管路

(イ) 給水拠点や避難所等に至る管路

(ウ) 河川、鉄道等の横断箇所

(エ) 首都中枢機関、災害拠点病院等への供給管路

(3) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれのある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

ア 取水、導水、浄水施設及び給水所

取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送・配水管路

(ア) 漏水により道路陥没が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3 復旧対策

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先して行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについて

は、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水所・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 送・配水管路における復旧の優先順位

- (ア) 首都中枢機関等への供給管路
- (イ) 第一次重要路線
- (ウ) 第二次重要路線
- (エ) 上記の他、給水上、特に重要な路線

ウ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急装置を実施する。

第2節 下水道施設の応急復旧対策

震災時における下水道施設の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する必要がある。

1 震災時の活動態勢

市本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資器材等の確保

復旧活動に必要な資器材等については、協力要請をしている関係業者から確保して対処する。

(2) 応急措置

ア 各施設の点検を行い、緊急措置を講ずるとともに、管きよ等、施設の被害に対しては、箇所・程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し、対処する。

イ 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の供給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。

復旧順序については、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。

第3節 電気施設の応急復旧対策

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

1 震災時の活動態勢

(1) 非常態勢の組織

地震が発生したとき、東京電力(株)は非常災害対策本・支部を設置する。

立川支社では、非常災害対策支部を設置する。非常態勢の組織は、立川支社長による非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常態勢に入る。

区 分	情 勢
第1 非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2 非常態勢	・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合
第3 非常態勢	・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・サービス区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発令された場合

(2) 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策支部に参集する。

供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

2 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

予備品、貯蔵品等の在庫を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達や、支部相互流用等可及的速やかに確保する。

イ 資器材の輸送

非常災害対策用の資器材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている業者の車両、ヘリコプター等により行う。なお、輸送力が不足する場合には、他の輸送会社等から車両等の調達を対策本部において行い、輸送力の確保を図る。

(2) 震災時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ震災時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合に、支部長は送電停止等の適切な予防措置を講ずる。

(3) 災害時における応援の組織・運営

本店本部及び店所本部は、災害対策支部の災害活動のみでは被害が多大で早期復旧が困難であると判断した場合は、他店所本部・支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

(4) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中枢となる官公署、避難所等を優先する等、被害状況や各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効用の最も大きいものから行う。

電力設備の復旧作業者は所定の腕章を、また作業車・連絡車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧隊であることを明示する。

(5) 広報活動

東京電力(株)立川支社は、市と打合せの上必要と認めたとき、広報車や窓口掲示等により、市民へ次の事項を広報する。

- ア 電力施設の被害状況と復旧見込み等についての的確な情報
- イ 感電事故防止のための周知
- ウ その他必要事項

3 復旧対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速適切に実施する。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める順位により実施する。

(1) 送電設備

- ア 全回線送電不能の主要路線
- イ 全回線送電不能のその他の路線
- ウ 一部回線送電不能の重要路線
- エ 一部回線送電不能のその他の路線

(2) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
- ウ 重要施設に送電する配電用変電所

(3) 配電設備

- ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、避難場所、その他の重要施設への供給回線
- イ その他の回線

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

第4節 ガス施設の応急復旧対策

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

1 震災時の活動態勢

震災時における武陽ガス株の活動態勢は、以下のとおりとする。

(1) 非常災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

2 応急対策

(1) 震災時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 整圧設備における送出量の調整又は停止
- エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- オ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- エ その他現場の状況により適切な措置を行う。

3 復旧対策

(1) ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

ア 供給施設における復旧作業

ガスの供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性を確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

イ 整圧設備における復旧作業

ガスの送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性を確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

- ウ 高・中圧導管の復旧作業
 - (ア) 区間遮断
 - (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
 - (ウ) 漏えい箇所の修理

- エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業
 - (ア) 閉栓確認作業
 - (イ) 被災地域の復旧ブロック化
 - (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
 - (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
 - (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
 - (カ) 本支管混入空気除去
 - (キ) 内管検査及び内管の修理
 - (ク) 点火・燃焼試験
 - (ケ) 開栓

(2) 再供給時事故防止装置

ガスの供給を停止した場合、問題となるのは再供給時の取扱いである。この作業を誤ると思わぬ事故に結びつくため、次のとおりの手順をもって慎重に行う。

ア 供給施設

ガス供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

イ 供給設備（導管）

ガス再供給時のガス漏えい等による二次被害を防止するための点検措置を行う。

ウ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 LPの復旧対策

LPガス供給業者は、LPガス容器が転倒防止のため鎖で固定されているなどの日常点検や、地震が発生したときの処置について、ガス使用者に対し周知徹底を図る。また、マイコンメーターやヒューズガス栓等の安全機器の普及に努める。復旧作業については、各LPガス供給業者が実施する。

第5節 通信施設の応急復旧対策

震災時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、震災時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

1 日本郵便株式会社あきる野郵便局ほか、市内郵便局

(1) 非常災害対策本部等の設置及び活動

ア 業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、各社において非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。

イ 非常災害対策本部等においては、各機関内部、各機関相互間及び関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。

(2) 通信手段の確保

災害発生後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(3) 施設及び設備の応急復旧活動

災害発生後は、災害の種類及び被害状況に応じ、専門技術を持つ社員等を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活保護を最優先に、応急復旧を速やかに行う。

(4) 窓口業務の維持

被災地域における支店、郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

(5) その他

郵便業務の確保を図るため、社員の非常サービス体制の確立、滞留郵便物の配送処理等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調達及び緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。

2 NTT東日本—東京

(1) 地震時の活動態勢

ア 災害対策本部の設置

大規模地震に関し警戒宣言が発せられた場合及び地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の事業を行う。また、市災害対策本部及び関係機関との連絡調整を行う。

イ 社員の動員計画

地震等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定めている。

(ア) 災害対策本部要員の非常招集

東京地方に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、災害対策本部員は非常駆けつけを行い、被災情報を収集し、被災状況により社員の招集を行う。

(イ) 社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容により、社員の配置、担務、作業内容等の方法を定めている。

(ウ) 社員の非常招集方法

夜間・休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定めている。

(エ) 事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法を定めている。

ウ 情報連絡

(ア) 地震等により災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

また、本社～支店、支店～西会社・関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を整備・確立している。

(イ) 気象業務法に基づき、気象庁から伝達される各種警報については、速やかに市に通報する。

(2) 応急対策

ア NTTの通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機等が被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧に当たる。

- (ア) 災害対策機器の配備
 - ・ 非常用交換機
 - ・ 移動電源車
 - ・ 非常用移動無線車
 - ・ 災害応急復旧用無線電話機
 - ・ 衛星通信車載車
 - ・ ポータブル衛星通信装置
 - ・ 応急ケーブル

イ 応急対策及び応急復旧用資器材の確保

- (ア) 災害対策用資器材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を設ける。
- (イ) 陸上輸送経路、ヘリポート等の輸送ルートを定めている。

ウ 災害時に利用できる臨時電話

特別災害用公衆電話の設置

災害時には硬貨を使用せずに通話が可能な特別災害用公衆電話を設置する。

エ 停電時における公衆電話の無料化

広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

オ 電気通信設備の点検

地震による災害等が発生するおそれがある場合及び発生とともに次の設備資器材の点検等を行う。

- (ア) 電気通信設備の巡回・点検及び防護
- (イ) 災害対策用機器及び車両の点検・整備
- (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手段
- (エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

カ 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

- (ア) 臨時回線の作成

- (イ) 中継順路の変更
- (ウ) 規制当疎通確保
- (エ) 災害応急復旧用無線電話機等の運用
- (オ) 特設公衆電話の設置
- (カ) その他必要な措置

キ 広報活動

各営業所は、必要と認めたときは窓口に掲示、広報車の使用、印刷物の配布等により、一般市民に対し、次の事項を広報する。

- (ア) 被災地域の回線疎通状況
- (イ) 利用制限の予告及び利用制限の状況
- (ウ) 利用上の注意事項
- (エ) 非常災害対策措置及び通信サービスの復旧見込み状況
- (オ) その他必要事項

(3) 復旧順位

地震災害により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた重要回線、重要加入復旧順位に従って実施する。

第18章 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、道路交通等都市活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に地震時に破損した場合は、消火や救急救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

そのため、道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共土木施設及びにその他の公共施設等の応急・復旧対策について、必要な諸活動を迅速に実施する。

本活動に関する責任調整機関は、建設課（第一復旧班）である。

第1節 公共土木施設等の応急復旧対策

地震が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

1 道路・橋りょう

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは迂回道路の選定等、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行う。被災した道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後の本格的な復旧作業に着手するものとする。

(1) 市

市は、道路の被害状況を把握し、市道については、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。また、都所管の道路については、被害状況を西多摩建設事務所に報告し、応急・復旧の要請を行う。

道路の破損及び欠損、その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、警察署等関係機関に連絡の上、交通規制を実施する。

(2) 西多摩建設事務所

職員が参集途上において収集した被害情報、点検班による現地調査結果、及び市や道路障害物除去協定業者からの道路、橋りょうに関する被害報告をもとに、速やかに管内全域の被害状況を把握する。

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施する。逐次道路の被災箇所、放置すると二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

2 河川

地震等により堤防等に被害を受けた場合には、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

(1) 市

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

(2) 西多摩建設事務所

ア 施設の被害をとりまとめ、市が行う施設の応急復旧に関して技術援助を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

イ 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。

(ア) 堤防の破堤、護岸・天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの

(ウ) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

(エ) 護岸等、又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれのあるもの

(3) 国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所

ア 地震が発生した場合、直ちに堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

イ 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特にはん濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、都及び市の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

西多摩建設事務所は、管理する施設が地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりとする。

(1) 砂防施設

ア えん堤、床止、護岸、堤防、山腹工又は天然河岸の全壊若しくは決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

イ 流路工若しくは床止の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(2) 地すべり防止施策

ア 抑止杭、擁壁、排水工等施設の損壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 集水井、流路工等の埋そくでこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

よう壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

4 治山施設

(1) 治山施設

西多摩建設事務所は、治山施設（えん堤、谷止、床固、護岸又は山腹工事）の被害状況を把握するとともに、施設の応急対策を実施し復旧に努める。

(2) 林道

森林事務所は、被害地域住民の積極的な協力を得て的確な情報を収集し、都産業労働局（農林水産部森林課）に報告し、被害住民に及ぼす生活上の不安を除去するための応急措置を速やかに実施する。

応急復旧については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、災害の程度が次の状況にあるときは、復旧工事を早急に施行するよう措置する。

ア 食料の搬入が困難な場合

イ 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき

ウ 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

5 鉄道施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、J R 東日本は、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

鉄道機関は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
JR 東日本	地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。	運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄りの停車場の駅長又は指令室と連絡をとり、その指示を受ける。	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。

(3) 乗客の避難誘導

ア 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。

イ 駅にいる乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。

ウ 列車内の乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長（運転司令）と連絡の上、誘導する。

(4) 事故発生時の救護活動

ア 各鉄道機関は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先に実施する。

イ 併発、続発事故等の二次被害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

第2節 社会公共施設等の応急復旧対策

病院、社会福祉施設、学校等の社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

1 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

2 病院における復旧対策

(1) 停電時の措置

自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。自家発電装置が被害により機能しない場合は、関係機関に連絡し、照明電源車の出動を要請する。

(2) 給水不能時の措置

緊急時、給水槽の水を給水する。不足するときは、市本部災害復旧部（上下水道班）に連絡し、応援を要請する。

(3) ボイラー使用不能時の措置

医療機関の蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、LPG又は固形燃料等に切り替え、それぞれ処理する。

(4) 患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。なお、避難場所はあらかじめ選定しておくものとする。

(5) 応援要請

市本部をはじめ、被害のない施設に連絡して、人的・物的応援を要請する。

(6) 重要器材等の保管措置

手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持出しの体制を確保する。

放射性同位元素（RI）使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

3 社会福祉施設等

社会福祉施設は入所者の安全を確保するため、震災時には事前に定めている防災計画に従い、次のとおり自主的に活動する。

(1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合には、市本部救援救護民生班に連絡し、援助を要請する。
- (4) 震災の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

4 市営住宅

市営住宅に居住する者は、できる限り自衛措置を講ずる。緊急の場合は、市へ通報する。なお応急修理等必要な処置は市の所管が行う。

5 学校施設

(1) 応急対策

- ア 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を整備しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童・生徒の安全確保に万全を期する。
- イ 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- エ 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分措置をとる。
- オ 学校の応急修理は、迅速に実施する。

(2) 復旧計画

市立学校の施設が地震、大火等で被害を受けた場合には、市教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画等を作成する。また、児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的不安や動揺を早急に解消するためにも、教育活動の中断がないように努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害を受けた場合、市教育委員会は都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。

6 社会教育施設

(1) 避難誘導

ア 社会教育施設の利用者等は、不特定多数であり、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。

イ 災害状況に即した対応ができるように、市教育委員会等関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

(2) 復旧計画

社会教育施設は、市民が日頃利用する施設であることを配慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに再開計画を策定し、早急に開館する。

なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画を立てて本格的な復旧を行う。

7 文化財施設の対策

教育部は、郷土の歴史資料や美術工芸品など貴重な資料として指定している文化財を保護・保全して次代に引き継ぐため、火災、風水害、震災等の被害を受けないよう、防災対策を進める。

所有者又は管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施するとともに、消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。

(1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署又は消防団に通報し、災害の拡大防止に努める。

(2) 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、速やかに被害状況を調査し、その結果を市本部教育部（社会教育班）に報告する。

(3) 市本部教育部（社会教育班）は、都指定の文化財にあつては、都教育委員会に、国指定の文化財にあつては、都を経由して、文化庁に報告する。

(4) 関係防災機関は、被災文化財の被災拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずるものとする。

(5) 市本部教育部（社会教育班）は、火災、風水害、震災等に際し、これらの貴重な文化遺産が被害を受けることのないよう、必要な防災対策を進めるとともに、市民に対し、文化財愛護思想の普及徹底を図るものとする。